

諮 問 第 2 号
令和7年 7月 3日

播磨町学校給食審議会 会長 様

播磨町教育委員会

学校給食の実施に関する重要な事項について（諮問）

播磨町学校給食審議会設置条例（令和3年条例第1号）第3条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- ・ 学校給食の実施に関する重要な事項について

諮問第 2 号

学校給食の実施に関する重要な事項について

1 諮問理由

本町では、昭和 29 年に制定された学校給食法に基づき、同法が定める「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること」等の 7 つの目標を達成するために、町立小中学校において学校給食を実施してきました。

また、学校給食の実施体制については、平成 29 年に策定した播磨町学校給食施設整備基本方針に基づき、学校現場での取り組みについては、食育基本法に基づく市町村食育推進計画に位置付けられている「はりま健康プラン」の食育推進計画に基づき、それぞれ効率的・効果的な整備・運用に取り組んできたところです。

一方、令和 5 年度には献立作成や食材の調達、給食会計の管理運営を担ってきた学校給食会を解散し、当町が直接給食費を徴収管理する公会計に移行しました。また、前回の学校給食審議会の答申を踏まえ、令和 5 年度には小・中学校の保護者に負担いただく学校給食費の額について、平成 26 年度以来 9 年振りの増額改定を行いました。公会計制度が始まり、給食費の増額改定を実施してから今年度で 3 年目を迎えると共に近年の諸物価高騰の状況の中、「今後どのように学校給食を実施していくか、現行の小中学校の給食費を改定すべきか否か」について、本町としての考え方を整理・検討する必要が生じております。

以上のことから、播磨町学校給食審議会に対し、本町の学校給食の実施に関する重要な事項について、下記の項目を総合的に調査・審議いただきたく諮問いたします。

2 答申を希望する事項

- (1) 播磨町学校給食基本方針（仮称）について
- (2) 学校給食費の額の妥当性について

3 答申を希望する時期

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 播磨町学校給食基本方針（仮称）について | 令和 8 年 2 月頃 |
| (2) 学校給食費の額の妥当性について | 令和 7 年 10 月頃 |